

横須賀市報

第1830号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇横須賀市犯罪被害者等基本条例……………	14887
◇横須賀市病院事業条例中一部改正……………	14888
規 則	
◇予算決算及び会計規則中一部改正……………	14889
◇消防法等施行取扱規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇青少年会館の供用の休止について……………	14890
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	14891
公 告	
◇不動産差押書の公示送達……………	〃
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	14892
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇差押財産の公売について……………	14893
◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について……………	〃
◇建築基準法に基づく指定道路の廃止について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
上下水道企業管理規程	
◇上下水道局会計規程中一部改正……………	14894
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定下水道工事店の代表者の変更について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1の数について……………	14895
◇選挙権を有する方の3分の1の数について……………	〃
◇選挙権を有する方の6分の1の数について……………	〃

条 例

横須賀市犯罪被害者等基本条例をここに公布する。
令和3年12月17日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市条例第75号 (令和3年12月17日)
掲 示 済
横須賀市犯罪被害者等基本条例

日々、安心して暮らすことは誰もが当たり前 enjoymentすべきことであるが、犯罪被害はその当たり前を突如として奪う。

人は、ひとたび犯罪に遭うと身体的、精神的そして経済的影響を被り、それらの影響は被害者本人にとどまらず家族や関係者にも及び、かつ、その影響が解消されるまでに長期間を要することがあり、さらには解消されない場合もある。

また、犯罪によって直接被る影響に加え、犯罪捜査や裁判の過程における関係者からのあたかも被害者に責任があるかのような誹謗や中傷、報道機関による過剰な取材や憶測による報道、インターネットを用いた事実と異なる情報の氾濫など、二次被害による影響も多々ある。

これまで、我が国における犯罪被害者本人やその家族等への対応は、十分ではなかった。

当事者等の長年にわたる努力によって、被害者支援に関する法制化等は実現されてきたが、未だ十分な対応とは言えない状況である。

もとより、被害者支援についてはその居住地の如何に関わらず、誰にも等しく行われるべきものとする。

そのため、本市議会は、地方自治法に基づき国等への不断の働き掛けを行い、あまねく支援が講じられる社会を目指す。

そして、本市は、刑法等に定められる犯罪にとどまらず、法律上犯罪と認められていない場合についても対象とし、長期にわたって支援の手を差し伸べ、すべての犯罪被害者等に寄り添う横須賀の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業主等の責務を明らかにして、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者、その家族（害を被った者が死亡した場合は、遺族をいう。以下同じ。）及び関係者であって、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (3) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等によって被った害（一次被害）を原因として他者（市民等、マスメディア関係者、行政、司法関係者、インターネットの利用者等）からの偏見、無理解、差別等により被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (5) 市民等 市内に居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (6) 事業主等 市内において事業活動を行う者、その団体及びその関係者をいう。

(基本理念)

第3条 すべての犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じら

れるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために必要な支援を途切れることなく受けられるように講じられるだけでなく、安心して暮らすことができるようになった後においても、二次被害及び再被害を防止し、軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けることができるように講じられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他関係する者との連携及び協力を努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の尊厳、置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、犯罪被害者等の尊厳を守り、二次被害を生じさせないように十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を孤立させないように努めるものとする。

(事業主等の責務)

第6条 事業主等は、犯罪被害者等の尊厳、置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすため、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

2 事業主等は、犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮するよう努めるものとする。

第2章 基本的支援

(総合支援体制の整備)

第7条 市は、他の地方公共団体、関係機関・団体等及びその他の関係する者と連携・協力して、犯罪被害者等が直面している様々な問題の解決のために必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。

(総合支援窓口の設置)

第8条 市は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置し、犯罪被害者等の支援に必要な識見を有する職員を配置するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、二次被害及び再被害を含め犯罪被害者等が直面する様々な問題についての相談に応じて、必要な情報の提供及び助言を行うとともに支援に関する総合的な調整を行い、犯罪被害者等が被った被害の程度等に応じて次条から第16条までに規定する支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることがないよう、プライバシー及び名誉の保護に努め、犯罪被害者等の個人情報については、厳に適正に取り扱うものとする。

(日常生活支援)

第10条 市は、他の地方公共団体及び関係機関・団体等と連携し、日常生活の維持のための必要な支援を行う。

(心理カウンセリング等)

第11条 市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復するために心理カウンセリングの受診等ができるよう、必要な支援を行う。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図り、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることがないようにするため、一時避難場所の提供や転居等に必要な支援を行う。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関・団体等と連携し、その犯罪被害者等が置かれている状況についての事業主の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行う。(見舞金の支給)

第14条 市は、犯罪被害者等の生活の安定に資するため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

(損害賠償請求の支援)

第15条 市は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償が迅速かつ適正に行われるようにするため、犯罪被害者等の行う損害賠償請求に関して必要な支援を行う。

(刑事手続参加についての支援)

第16条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る申告及び刑事手続への参加をするために必要とする情報の提供、家族の状況に応じた付添い等必要な支援を行う。

(市民等以外の犯罪被害者等への支援)

第17条 市は、第2条第2号に定める犯罪被害者等以外の者が市内で起きた犯罪等により害を被った場合には、その者が居住する市区町村と連携・協力するものとする。

2 市は、前項の市区町村において、犯罪被害者等に対する具体的な支援制度がない場合は、国及び都道府県の制度の利用を勧めるよう当該市区町村に働き掛けるものとする。

第3章 支援体制の整備

(人材の育成等)

第18条 市は、犯罪被害者等が適切かつ十分な支援を受けることができるよう、市の職員及びその他の関係する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め、必要な能力を身につけるための研修を受講させる等必要な施策を行う。

(関係民間団体に対する援助)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援における関係民間団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。

(市民等の犯罪被害者等への理解の増進)

第20条 市は、市民等に対し、広報啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況及び尊厳、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の尊重、二次被害及び再被害の防止、日常生活への配慮の重要性等についての理解を深めるために必要な施策を行う。

(意見の反映)

第21条 市は、犯罪被害者等のための施策を策定し、実施するに当たっては、犯罪被害者等の意見を聴取するなどして適正に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第22条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

第4章 雑則

(その他の事項)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

### 横須賀市条例第76号

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例

横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13条」を「第12条」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

# 規 則

## 横須賀市規則第 121 号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第115条の見出しを「（指定納付受託者の指定）」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「場合は」の次に「、収納金の払込予定日その他の収納金に関する事項について」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

## 横須賀市規則第 122 号

消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

消防法等施行取扱規則（昭和35年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4号様式の2」を「第5号様式」とする。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「第1項の申請書の提出」を「法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵等の承認の申請」に改め、同項を同条とする。

第6条第1項中「の規定による」を「に規定する」に、「申請書の提出」を「申請」に改める。

第7条中「の規定による」を「に規定する」に、「申請書の提出」を「申請」に改める。

第10条中「申請書の提出」を「申請」に改める。

第11条中「の規定による」を「に規定する」に、「承認申請書の提出」を「申請」に改める。

第5号様式を削り、第4号様式の2を第5号様式とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

# 告 示

## 横須賀市告示第 225 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日     | 事業所の名称             | 事業所の所在地        | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                         |
|-----------|--------------------|----------------|---------|---------------------------------------------------|
| 令和3年12月1日 | リハビリデイセンター 悠 学び館衣笠 | 横須賀市金谷2丁目3番29号 | 通所介護    | 横須賀市佐原五丁目22番5号<br>株式会社マエカワケアサービス<br>代表取締役 前 川 有一朗 |

## 横須賀市告示第 226 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日     | 事業所の名称       | 事業所の所在地                   | サービスの種類   | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                       |
|-----------|--------------|---------------------------|-----------|-------------------------------------------------|
| 令和3年12月1日 | ソレイルミナーレ京急大津 | 横須賀市大津町1丁目12番40号大津レジデンス1F | 地域密着型通所介護 | 埼玉県越谷市花田七丁目10番地1<br>SPRISE株式会社<br>代表取締役 田 中 秀 治 |

## 横須賀市告示第 227 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日      | 事業所の名称              | 事業所の所在地        | サービスの種類   | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                         |
|------------|---------------------|----------------|-----------|---------------------------------------------------|
| 令和3年11月30日 | リハビリデイセンター 悠 学び館 衣笠 | 横須賀市金谷2丁目3番29号 | 地域密着型通所介護 | 横須賀市佐原五丁目22番5号<br>株式会社マエカワケアサービス<br>代表取締役 前 川 有一朗 |

## 横須賀市告示第 228 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日     | 事業所の名称       | 事業所の所在地        | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                        |
|-----------|--------------|----------------|---------|--------------------------------------------------|
| 令和3年12月1日 | グループホームオハナ田浦 | 横須賀市田浦町3丁目83番地 | 共同生活援助  | 鎌倉市今泉三丁目14番2号<br>ウェルフェアオフィス株式会社<br>代表取締役 北 川 祐 司 |

横須賀市告示第 229 号

横須賀市立青少年会館は、改修工事のため、令和4年1月24日から同月29日までの間、供用を休止します。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 230 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日     | 事業所の名称    | 事業所の所在地        | 障害児通所支援の種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                        |
|-----------|-----------|----------------|------------|--------------------------------------------------|
| 令和3年12月1日 | はなぶぶD u a | 横須賀市池上4丁目9番17号 | 児童発達支援     | 横須賀市池上四丁目10番11号<br>一般社団法人はなぶぶ<br>代表理事 赤穂 キャサリンケイ |
| 同         | はなぶぶD u a | 横須賀市池上4丁目9番17号 | 放課後等デイサービス | 横須賀市池上四丁目10番11号<br>一般社団法人はなぶぶ<br>代表理事 赤穂 キャサリンケイ |

横須賀市告示第 231 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置されていた場所                          | 除却年月日              | 保管期間             |
|-------------|---------|-----------------------------------------|--------------------|------------------|
| 立看板等        | 8       | 追浜本町2丁目、夏島町、野比1丁目、長沢1丁目、グリーンハイツ及び林1丁目地内 | 令和3年11月1日から同月30日まで | 告示の日の翌日から起算して2週間 |

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 232 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移動年月日              | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所     | 保管場所                        |
|--------------------|-------------|------------------|--------------------|-----------------------------|
|                    | 自転車         | 原動機付自転車及び普通自動2輪車 |                    |                             |
| 令和3年11月1日から同月30日まで | 62台         | 4台               | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域    | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                  | 5           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                           |
| 同                  | 2           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域   | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                  | 8           | 1                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域    | 同                           |
| 同                  | 31          | 0                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同                           |
| 同                  | 2           | 1                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同                           |
| 同                  | 9           | 2                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域    | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                  | 4           | 0                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                           |
| 同                  | 2           | 0                | 京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域  | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                  | 1           | 0                | 馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                           |

|   |    |   |                                                                                                       |                             |
|---|----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 同 | 0  | 2 | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                       | 同                           |
| 同 | 2  | 0 | 新大津駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                      | 同                           |
| 同 | 16 | 4 | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                      | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同 | 16 | 2 | 鷹取2丁目、追浜東町3丁目、安浦町3丁目、三春町4丁目、深田台、上町3丁目、佐野町3丁目、衣笠栄町3丁目、池上7丁目、根岸町3丁目、佐原4丁目、久里浜2丁目・6丁目、武1丁目及び佐島の丘2丁目地内の道路 | 同                           |
| 同 | 1  | 0 | 横須賀駅第2自転車等駐車場                                                                                         | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1台につき 1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第233号

道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年12月27日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                  | 敷地の幅員           | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------|-----------------|--------------|
| 807   | 旧   | 富士見町1丁目31番の9地先から<br>富士見町1丁目45番の4地先まで | メートル<br>1.8～2.0 | メートル<br>22.5 |
|       | 新   | 富士見町1丁目31番の9地先から<br>富士見町1丁目45番の4地先まで | 1.8～2.1         | 22.5         |
| 5,487 | 旧   | 馬堀町4丁目5番の64地先から<br>馬堀町4丁目5番の208地先まで  | 2.0～4.0         | 18.1         |
|       | 新   | 馬堀町4丁目5番の8地先から<br>馬堀町4丁目5番の208地先まで   | 4.0             | 18.1         |

公 告

横須賀市公告第227号 (令和3年12月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和3年12月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第228号 (令和3年12月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書簿本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第229号 (令和3年12月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書簿本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和3年12月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第230号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別   | 発付年月日      |
|-------|-----------|-------|------------|
| 令和3年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和3年9月30日  |
|       |           | 7 月 分 | 令和3年9月30日  |
|       |           | 8 月 分 | 令和3年9月30日  |
|       |           | 9 月 分 | 令和3年10月29日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 231 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目          | 備 考                                             |
|-------|--------------|-------------------------------------------------|
| 令和元年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 11月分の納期限は、令和4年1月4日に変更する。                        |
| 令和2年度 |              | 11月分の納期限は、令和4年1月4日に変更する。                        |
| 令和3年度 |              | 11月分の納期限は、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 232 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目          | 備 考 |
|-------|--------------|-----|
| 令和2年度 | 国民健康保険料変更通知書 | 減額分 |
| 令和3年度 |              | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第 233 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別   | 発付年月日      |
|-------|---------|-------|------------|
| 令和3年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分 | 令和3年7月30日  |
|       |         | 8 月 分 | 令和3年9月30日  |
|       |         | 9 月 分 | 令和3年10月29日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 234 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 235 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別             | 備 考                             |
|-------|-----------------|---------------------------------|
| 令和3年度 | 後期高齢者医療保険料納入通知書 | 7月分から11月分までの納期限は、令和4年1月4日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 236 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別   | 発付年月日      |
|-------|------------|-------|------------|
| 令和3年度 | 後期高齢者医療保険料 | 9 月 分 | 令和3年10月29日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 237 号 (令和3年12月17日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

|                          |                                          |                                |                                    |
|--------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号 | 工 事 完 了 検 査 済 証 交 付<br>年 月 日 及 び 交 付 番 号 | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|

|                     |                     |                  |                                                |
|---------------------|---------------------|------------------|------------------------------------------------|
| 令和3年9月7日<br>令3開第5号  | 令和3年12月8日<br>令3第10号 | 横須賀市長沢6丁目2897番   | 横須賀市長沢二丁目8番14号<br>有限会社セントラル・ホームズ<br>代表取締役 草間時彦 |
| 令和3年7月21日<br>令3開第3号 | 令和3年12月9日<br>令3第11号 | 横須賀市森崎5丁目123番112 | 東京都武蔵野市境二丁目2番2号<br>株式会社飯田産業<br>代表取締役 千葉雄二郎     |

横須賀市公告第238号 (令和3年12月27日 掲示 済)

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。  
令和3年12月27日

横須賀市長 上地克明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第239号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。  
その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年12月27日

横須賀市長 上地克明

| 廃止年月日     | 道路廃止地名地番                          | 地目 | 幅員           | 延長            | 申請者の住所及び氏名             |
|-----------|-----------------------------------|----|--------------|---------------|------------------------|
| 令和3年12月3日 | 横須賀市武3丁目182番15 17 18 19 20 21の各一部 | 宅地 | メートル<br>4.00 | メートル<br>41.53 | 横須賀市武4丁目37番5号<br>宮下千代子 |

横須賀市公告第240号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年12月27日

横須賀市長 上地克明

| 廃止年月日     | 道路廃止地名地番               | 地目 | 幅員           | 延長           | 申請者の住所及び氏名              |
|-----------|------------------------|----|--------------|--------------|-------------------------|
| 令和3年12月1日 | 横須賀市追浜町3丁目15番7 8 9の各一部 | 宅地 | メートル<br>4.00 | メートル<br>7.62 | 横須賀市追浜町3丁目17番地<br>平田美津子 |

横須賀市公告第241号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年12月27日

横須賀市長 上地克明  
記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢5丁目4573番1、4575番1、4579番1及び4582番8
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲野 翔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂4丁目18番10号  
高橋 則子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目1342番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井1丁目8番40号  
岩崎 覚
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井2丁目6番3号  
大澤 功

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目1357番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井2丁目7番3号  
水野 久美子
- 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井2丁目6番3号  
大澤 功

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井5丁目2697番1、2698番、2700番1及び2700番3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目19番30号  
小林 務
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目16番29号  
志村 竹男

記の5

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目3724番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲野 翔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目40番1号  
長嶋 有香

記の6

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢6丁目5020番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目30番12号  
仲野 翔
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢6丁目49番15号  
松島 キセ子

記の7

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市佐島3丁目1161番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

- 三浦市初声町高円坊1442番地  
鈴木 健一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名2丁目18番9号  
西村 チヨ
- 記の8
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字西原539番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷854番地  
鈴木 章雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林3丁目4012番地  
岩澤 カツエ
- 記の9
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林4丁目812番1、815番1及び815番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番1号  
岩沢 清
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目4番3号  
若命 知子
- 記の10
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2504番及び2505番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目8番20号  
原田 直樹
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目2番14号  
石田 町子

- 記の11
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3596番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目17番46号  
株式会社プロマックス  
代表取締役 宮城 泰雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市小矢部2丁目9番9号  
秋本 秀夫

### 上下水道企業管理規程

#### 横須賀市上下水道企業管理規程第12号

上下水道局会計規程（昭和28年横須賀市水道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第44条の2を削る。

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

### 上下水道局告示

#### 横須賀市上下水道局告示第57号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名  | 所在地            | 指定年月日     | 有効期限      |
|------|------------|-------|----------------|-----------|-----------|
| 600  | 株式会社ザイマックス | 吉本 健二 | 東京都港区赤坂一丁目1番1号 | 令和3年12月6日 | 令和8年12月5日 |

#### 横須賀市上下水道局告示第58号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和3年12月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名     | 代表者名  | 所在地               | 届出年月日      |
|------|----------------|-------|-------------------|------------|
| 552  | 株式会社ザイマックスアルファ | 吉本 健二 | 東京都中央区築地一丁目13番10号 | 令和3年11月29日 |

#### 横須賀市上下水道局告示第59号

平成30年横須賀市上下水道局告示第26号により指定した指定下水道工事店株式会社スピリッツは、次のとおり代表者を変更

しました。

令和3年12月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名   | 代 表 者 名 |       | 所 在 地          |
|-------|-----------|---------|-------|----------------|
|       |           | 新       | 旧     |                |
| 須 366 | 株式会社スピリッツ | 荻山 佑樹   | 荻山 寛樹 | 横須賀市森崎一丁目10番6号 |

### 教育委員会告示

#### 横須賀市教育委員会告示第27号（令和3年12月13日 掲 示 済）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和3年12月13日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 日時 令和3年12月16日午後2時
- 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 会議に付議すべき事項  
(1) 教育委員会専決規程中改正について



## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第70号 (令和3年12月1日)  
掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,760です。

令和3年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第71号 (令和3年12月1日)  
掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、112,659です。

令和3年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第72号 (令和3年12月1日)  
掲 示 済

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,330です。

令和3年12月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道 夫